〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和　６年　４月　１日　至　令和　７年　３月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団　康香会

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　■ 出資額限度法人

□ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　山口県萩市大字今古萩町３０番地の１

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　昭和６３年　８月　１日

(4) 設立登記年月日　　昭和６３年　８月　１日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	重岡　健一郎	
理　事	亀井　誠治	
同	多田　浩志	介護老人保健施設ひまわりの苑管理者
監　事	松井　宏子	

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
介護老人保健施設	ひまわりの苑	3550480002	山口県萩市大字今古萩町３０番地の１	入所定員 50 名 通所定員　0名

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　　考
サービス付き高齢者向け住宅	山口県萩市大字今古萩町 ３０番地の１	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種　　類	実　施　場　所	備　　考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　６年　５月　７日　　令和　５年度決算の決定

令和　７年　３月２０日　　令和　７年度予算の決定

注）(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

様式２

法人名　医療法人社団　康香会
所在地　山口県萩市大字今古萩町３０番地の１

※医療法人整理番号						

財　産　目　録

（令和　７年　３月　３１日現在）

１．資　産　額　737,337 千円
２．負　債　額　263,168 千円
３．純　資　産　額　474,169 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		395,551
Ｂ　固　定　資　産		341,786
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	737,337
Ｄ　負　債　合　計		263,168
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	474,169

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－１

法人名　医療法人社団　康香会
所在地　山口県萩市大字今古萩町30番地の1

※医療法人整理番号

貸　借　対　照　表

（令和　７年　３月　３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	395,551	Ⅰ 流動負債	117,168
現金及び預金	313,575	支払手形	
事業未収金	27,976	買掛金	2,154
有価証券		短期借入金	100,000
たな卸資産		未払金	11,109
仮払金		未払費用	
前払費用		未払法人税等	952
その他の流動資産	54,000	未払消費税等	
Ⅱ 固定資産	341,786	前受金	
１ 有形固定資産	211,300	預り金	2,953
建物	196,621	前受収益	
構築物	3,240	○○引当金	
医療用器械備品	1,806	その他の流動負債	
その他の器械備品	9,633	Ⅱ 固定負債	146,000
車両及び船舶		医療機関債	
土地		長期借入金	146,000
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産		○○引当金	
２ 無形固定資産	1,230	その他の固定負債	
借地権		負債合計	263,168
ソフトウェア		純資産の部	
その他の無形固定資産	1,230	科目	金額
３ その他の資産	129,256	Ⅰ 出資金	64,570
有価証券	20,000	Ⅱ 積立金	409,599
長期貸付金		代替基金	
保有医療機関債		別途積立金	126,500
その他長期貸付金		繰越利益積立金	283,099
役職員等長期貸付金		Ⅲ 評価・換算差額等	
長期前払費用	180	その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産		繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産	109,076		
		純資産合計	474,169
資産合計	737,337	負債・純資産合計	737,337

（注）１．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

２．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

３．経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－１

法人名　医療法人社団　康香会
所在地　山口県萩市大字今古萩町30番地の1

※医療法人整理番号						

損　益　計　算　書

（自　令和　6年　4月　1日　　至　令和　7年　3月３１日）

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		209,469
2 事業費用		
(1)事業費	228,053	
(2)本部費	161	228,214
本来業務事業損失		18,745
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		19,335
2 事業費用		26,206
附帯業務事業損失		6,871
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		25,616
Ⅱ 事業外収益		
受取利息	741	
その他の事業外収益	29,378	30,119
Ⅲ 事業外費用		
支払利息	586	
その他の事業外費用		586
経常利益		3,917
Ⅳ 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	410	410
Ⅴ 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失	490	490
税引前当期純利益		3,837
法人税・住民税及び事業税	953	
法人税等調整額		953
当期純利益		2,884

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失をを示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団康香会
理事長　重岡　健一郎　　殿

私（松井宏子）は、医療法人社団康香会の令和６会計年度（令和６年４月１日から令和　７年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 ７年 ５月 ９日
医療法人社団康香会
監事　松井　宏子

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。